

社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団
発達障害支援センターPAL（東大阪市発達障害児支援事業）

法人理念	障害をもった全ての子どもたち・人々が地域の中で当たり前暮らし、その生活と健康を支える	
療育方針 (支援方針)	発達障害のある子どもが、家族や地域の人たちとともに、より豊かで幸せに暮らし、自尊心をもって自立した生活ができることをめざし、ご家族との協働によって、その基礎を築きます	
①発達障害の特性の理解	②個別の評価と目標設定	
まず一番身近なご家族が発達障害の特性について正しく理解し、特性に配慮した関わりが早期から日常的に行われるように支援します。	一人ひとりの子どもの発達プロフィール、生活スキル、行動特性を個別に評価し、本人・ご家族のニーズをふまえて、目標と支援プログラムを立案し取り組みます。	
③支援方法のモデルの提示	④家庭や地域への発展・応用	
療育の取り組みの中で、個別の目標に合わせた具体的な支援方法のモデルの提示を行います。	療育場面で身につけたことを、ご家庭や地域など実際の生活の場へ段階的に広げていくことを目指します。	

【児童発達支援事業 支援プログラム】

対象	東大阪市に在住し、医療機関で発達障害の診断、または疑い・傾向の意見を受けた年少児（3歳児）・年中児（4歳児）・年長児（5歳児）の子どもとその保護者。 ※発達障害：自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、限局性学習症（学習障害）のいずれか。		
営業時間	9時～17時	支援頻度	月～金までの固定曜日・2週間に1回・1時間
個別療育時間	10時～11時：年少児・年中児	期間	4月～翌年3月までの1年間
	13時～14時：年長児	送迎実施有無	無し

【支援内容】

以下の支援内容を例として、一人ひとりに合わせた個別療育プログラムを立案し実施します。個別療育は基本的にご家族にもご同席いただき、ご家族と共にご家庭での日常生活や集団生活、地域生活につながる取り組みを一緒に考えます。

本人支援 (5領域)	健康・生活	基本的な生活スキルの獲得に向けて、できている部分、苦手な部分を評価し、子どもにあった段階的な取り組み方や援助の工夫などについてご家族と共に考えます。子どもがわかりやすい生活環境の工夫（構造化）について考え、療育の中で実践します。
	運動・感覚	楽しく身体を動かす遊びや、日常生活動作の獲得につながる、手先を動かす課題や物を操作する課題を取り入れます。子どもの感覚特性について評価し、一人ひとりにあった対応について考えます。
	認知・行動	子どもの理解度や特性に合わせたスケジュールなど、視覚的な手がかりを活用し、見通しをもった行動（場面の切り替えなど）ができるように支援します。一人ひとりの興味関心に合わせて、色、大小、数量など認知発達を促す課題を提供します。
	言語・コミュニケーション	子どもの理解や興味、特性などに合わせた伝え方や関わり方を工夫します。言葉、身振り、絵カードなど子どもに合った手段を活用し、援助を要請する、拒否する、選択するなど、相手に「伝わる」経験を積み重ねられるように支援します。
	人間関係・社会性	支援者との楽しいやりとりの経験を通して、他者との関わり方の基礎を作ります。他児と遊ぶ際の感情コントロールなどを学べるように、簡単なルールのある遊びを取り入れます。
家族支援	療育場面や保護者研修（年8回程度）への参加を通して、子どもの特性について理解を深めよりよい関わりができるように支援をします。ご家庭でできる、子ども一人ひとりの強みをいかした環境調整のアイデアや、具体的な関わり方の配慮などについて一緒に考えます。	
移行支援	子どもが所属先において安心して自信をもって過ごせるように、ご家族の同意のもと、療育場面の見学や、子どもの特性や関わり方の配慮などについての情報共有、伝達を行います。将来の自立を見据えた適切な関わりが早期からできるように、情報提供や助言を行います。	
地域支援・地域連携	障害児相談支援事業所や他障害児通所支援事業所、学校などと連携を行います。	
主な行事等	個別療育のため集団行事はありません。	
職員の質の向上に資する取り組み	人権研修、虐待防止研修、感染症対策研修、防災訓練などの法人研修を実施し、職員全員が参加しています。その他、発達支援や家族支援に関わる各種研修への参加、事業所内での事例検討会の実施などを通して、事業所全体の職員のスキルアップと支援の質の向上に努めています。	

作成日 令和6年11月25日